

○大府市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

令和 5 年 3 月 27 日 大府市議会規程第 1 号

最終改正 令和 7 年 3 月 3 日 大府市議会規程第 1 号

大府市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年大府市条例第 41 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 11 項に規定する保険者番号及び同条第 12 項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 10 項に規定する保険者番号及び同条第 11 項に規定する被保険者等記号・番号

- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機

能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの

（2） 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

（3） 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

（4） 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

（5） 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

（2） 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

（3） 不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による保有個人情報

(議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
 - (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目
 - (3) 原因
 - (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - (5) その他参考となる事項
- (電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿(第1号様式)を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若し

くは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書等)

- 第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第2号様式）によるものとする。

- 2 条例第18条第2項の規定により代理人が開示請求する場合に提出する次条第3項に規定する委任状は、委任状（第3号様式）とする。

(開示請求等における本人確認手続等)

- 第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人である

ことを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定の際に通知すべき事項）

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- （2） 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- （3） 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（開示決定通知書等）

第12条 条例第24条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（第4号様式）とする。

- 2 条例第24条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（第5号様式）とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第13条 条例第25条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第6号様式）とする。

（開示決定等期限特例規定適用通知書）

第14条 条例第26条第1項の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例規定適用通知書（第7号様式）とする。

（第三者に対する意見照会等）

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求意見照会書（第

8号様式)により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、保有個人情報の開示請求意見照会書(2項照会)(第9号様式)とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報開示決定等意見書(第10号様式)とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書(第11号様式)とする。

(開示の実施等)

第16条 条例第28条第1項の規定による保有個人情報の開示は、議長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 条例第28条第1項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における行政文書の写しの交付の部数は、開示請求に係る行政文書1件につき1部とする。

3 条例第28条第1項の規定により閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報が記録されている行政文書の閲覧又は視聴をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、議長は、当該行政文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

(電磁的記録の開示方法)

第17条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、議長が適当と認める方法とする。

(1) 録音テープ又は録画テープ 当該録音テープ又は録画テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、議長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付

エ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

（開示の実施の方法等の申出）

第18条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 前項の書面は、保有個人情報開示実施方法等申出書（第12号様式）とする。

3 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第19条 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める者は、当該送付に要する費用を、郵便切手又は議長が定めるこれに類する証票で納付する方法により納付しなければならない。

（訂正請求書等）

第20条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第13号様

式) によるものとする。

- 2 条例第31条第2項の規定により代理人が訂正請求する場合に提出する第10条第3項に規定する委任状は、委任状(第14号様式)とする。

(訂正決定通知書等)

第21条 条例第34条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(第15号様式)とする。

- 2 条例第34条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(第16号様式)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第22条 条例第35条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(第17号様式)とする。

(訂正決定等期限特例規定適用通知書)

第23条 条例第36条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例規定適用通知書(第18号様式)とする。

(保有個人情報訂正実施通知書)

第24条 条例第37条の書面は、保有個人情報訂正実施通知書(第19号様式)とする。

(利用停止請求書等)

第25条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(第20号様式)によるものとする。

- 2 条例第38条第2項の規定により代理人が利用停止請求する場合に提出する第10条第3項に規定する委任状は、委任状(第21号様式)とする。

(利用停止決定通知書等)

第26条 条例第41条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(第22号様式)とする。

- 2 条例第41条第2項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書(第23号様式)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第27条 条例第42条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(第24号様式)とする。

(利用停止決定等期限特例規定適用通知書)

第28条 条例第43条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例規定適用通知書(第25号様式)とする。

(諮問書)

第29条 条例第45条第1項の規定による諮問は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 開示決定等 諮問書 (第26号様式)
- (2) 訂正決定等 諮問書 (第27号様式)
- (3) 利用停止決定等 諮問書 (第28号様式)
- (4) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為 諮問書 (第29号様式)

(諮問をした旨の通知書)

第30条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問通知書 (第30号様式) により行うものとする。

(施行の状況の公表の方法)

第31条 条例第50条に規定する施行の状況の公表の方法は、次のいずれかとする。

- (1) おおぶ議会だよりに掲載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (3) その他議長が適当と認める方法

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「大府市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程 (令和5年大府市議会規程第1号) の施行後遅滞なく」とする。

附 則 (令和6年5月13日大府市議会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年11月29日大府市議会規程第2号)

この規程は、令和6年12月2日から施行する。

附 則 (令和7年3月3日大府市議会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。

第 1 号様式（第 8 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 条例第 2 条第 5 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 条例第 2 条第 5 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	条例施行規程第 8 条第 9 項 に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

保有個人情報開示請求書

年 月 日

大府市議会議長 殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

$$\equiv$$

TEL

()

大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大府市条例第41号）第19条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

- 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

☐閲覧 ☐写しの交付 ☐写しの送付 ☐その他（ ）

- ### 3 本人確認等

ア	開示請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
イ	請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ）			
※	請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。			
ウ	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （ア） 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな） （イ） 本人の氏名 _____ （ウ） 本人の住所又は居所 _____			
エ	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）			
オ	任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）			

委任状

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 5 開示の実施の方法その他議長が定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ ⑩

連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

第 年 月 日 号

様

大府市議会議長 印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年大府市条例第41号）第24条第 1 項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

- 2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、大府市議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市議会議長となります。）。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

- 4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 開示の日時 年 月 日 () 午前・午後 時 分

開示場所

第 年 月 日 号

様

大府市議会議長 印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年大府市条例第41号）第24条第 2 項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、大府市議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市議会議長となります。）。

第 年 月 日 号

様

大府市議会議長 印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年大府市条例第41号）第25条第 2 項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の決定期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
延長の理由	

第 号
年 月 日

様

大府市議会議長 印

保有個人情報開示決定等期限特例規定適用通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年大府市条例第41号）第26条第 1 項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条第 1 項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

第 号
年 月 日

様

大府市議会議長 印

保有個人情報の開示請求意見照会書

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年大府市条例第41号）第19条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第 1 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先	(課 名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

第 年 月 日 号

様

大府市議会議長 印

保有個人情報の開示請求意見照会書（2 項照会）

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年大府市条例第41号）第19条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第 2 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先	(課 名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報開示決定等意見書

年 月 日

大府市議会議長 殿

(ふりがな)

氏名又は名称
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連 絡 先	

第 年 月 日 号

様

大府市議会議長 印

反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書

あなたから 年 月 日付けで「保有個人情報開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定をしましたので、大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大府市条例第41号）第27条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市議会議長となります。）。

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

大府市議会議長 殿

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ Tel () _____

大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大府市条例第41号）第28条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 写しの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) 写しの送付	① 全部 ② 一部 ()
	(4) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

大府市議会議長 殿

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ TEL () _____

大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大府市条例第41号）第32条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

委 任 状

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ ⑩

連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

第 号
年 月 日

様

大府市議会議長 印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大府市条例第41号）第34条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市議会議長となります。）。

第 号
年 月 日

様

大府市議会議長 印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大府市条例第41号）第34条第2項の規定により、下記のとおり訂正をしない旨の決定をしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市議会議長となります。）。

第 号
年 月 日

様

大府市議会議長 印

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大府市条例第41号）第35条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

第 年 月 日 号

様

大府市議会議長 印

保有個人情報訂正決定等期限特例規定適用通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大府市条例第41号）第36条第1項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

第 号
年 月 日

様

大府市議会議長 印

保有個人情報訂正実施通知書

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年大府市条例第41号）第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

大府市議会議長 殿

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ TEL () _____

大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大府市条例第41号）第39条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ _____ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ _____ ）

委 任 状

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限
及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける
権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ ⑩

連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

第 号
年 月 日

様

大府市議会議長 印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大府市条例第41号）第41条第1項の規定により、下記のとおり利用停止をすることに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市議会議長となります。）。

第 号
年 月 日

様

大府市議会議長 印

保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大府市条例第41号）第41条第2項の規定により、下記のとおり利用停止をしないことに決定をしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市議会議長となります。）。

第 号
年 月 日

様

大府市議会議長 印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大府市条例第41号）第42条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

第 号
年 月 日

様

大府市議会議長 印

保有個人情報利用停止決定等期限特例規定適用通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大府市条例第41号）第43条第1項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第43条第1項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

第26号様式（第29条関係）

第 号
年 月 日

大府市情報公開・個人情報保護審議会
会長 殿

大府市議会議長 印

諮 問 書

大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大府市条例第41号）第24条の規定による開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同条例第45条第1項の規定により諮問します。

諮問書（開示決定等）（別紙）

（別紙）

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 （開示決定等の種類） ☐ 開示決定 ☐ 一部開示決定 （該当不開示条項） ☐ 不開示決定 （該当不開示条項）	（１） 開示決定等の日付、記号番号 （２） 開示決定等をした者 （３） 開示決定等の概要
3 審査請求	（１） 審査請求日 （２） 審査請求人 （３） 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書（写し） ② 保有個人情報開示決定通知書（写し）又は保有個人情報不開示決定通知書（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報が記載された行政文書等（写し） ⑥ その他参考資料
7 担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

第27号様式（第29条関係）

第 号
年 月 日

大府市情報公開・個人情報保護審議会
会長 殿

大府市議会議長 印

諮 問 書

大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大府市条例第41号）第34条の規定による訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同条例第45条第1項の規定により諮問します。

諮問書（訂正決定等）（別紙）

（別紙）

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) ☐ 訂正決定 ☐ 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書（写し） ② 保有個人情報訂正決定通知書（写し）又は保有個人情報不訂正決定通知書（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

第 号
年 月 日

大府市情報公開・個人情報保護審議会
会長 殿

大府市議会議長 印

諮 問 書

大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大府市条例第41号）第41条の規定による利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同条例第45条第1項の規定により諮問します。

諮問書（利用停止決定等）（別紙）

（別紙）

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る利用停止決 定等 (利用停止決定等の種類) ☐ 利用停止決定 ☐ 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書（写し） ② 保有個人情報利用停止決定通知書（写し）又は保 有個人情報利用不停止決定通知書（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 担当課、担当者名、電話番 号、FAX番号、メールアド レス、住所等	

第 号
年 月 日

大府市情報公開・個人情報保護審議会
会長 殿

大府市議会議長 印

諮 問 書

大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大府市条例第41号）

（ 第18条の規定による開示請求
第31条の規定による訂正請求
第38条の規定による利用停止請求 ） に係る不作為について、別紙のとおり、

審査請求があったので、同条例第45条第1項の規定により諮問します。

諮問書（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為）（別紙）

（別紙）

1 開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示請求・訂正請求・利用停止請求	（１） 開示請求・訂正請求・利用停止請求の日付、受付番号等 （２） 開示請求・訂正請求・利用停止請求の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等の期限	
4 審査請求	（１） 審査請求日 （２） 審査請求人 （３） 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書・訂正請求書・利用停止請求書（写し） ② 審査請求書（写し） ③ 理由説明書 ④ その他参考資料
8 担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

第 号
年 月 日

様

大府市議会議長 印

諮問通知書

年 月 日付けの審査請求について、下記のとおり大府市情報公開・個人情報保護審議会に諮問したので、大府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大府市条例第41号）第45条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

(注1) 「審査請求に係る開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等」の欄については、開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等の日付・記号番号、開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等をした者、開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。

(注2) 「諮問日・諮問番号」の欄は、大府市情報公開・個人情報保護審議会が付す番号である。